

平成 20 年度に向けて 国・県に対する要望書を知事に提出しました！

平成 19 年 7 月 19 日（木）、県に対してや、県を通して国へ要望・提案してほしい 75 項目の主要事業について、竹内市長が、平井知事に要望書を提出しました。この中で、以下の 10 項目を重点要望として要請しました。

1. 鳥取県立美術館の早期整備について
県民・市民の文化意識の高揚と地域の活性化のための検討組織の立ち上げ
2. 「2009 鳥取・因幡の祭典」への支援について
関西・中京・関東地域などへの効果的 PR や事業実施などに係る広範な支援
3. 鳥取環境大学への支援について
学生確保対策などへの積極的な取り組み
4. 企業誘致の推進について
山手工業団地（河原町）の整備支援や、河原インターと国道 29 号までの道路整備
5. 鳥取駅北口広場整備について
市民の利便性の向上、観光振興などを図るための検討組織の立ち上げと県による再整備
6. 県市町村交付金について
県補助金の交付金化に係る事前協議、交付金総額の確保、制度の継続
7. 後期高齢者医療制度（下記参照）創設に対する支援について
円滑な制度運営のための市町村の新たな財政負担に対する国・県による財政支援
8. 漁港浚渫の補助制度について
漁港（岩戸・酒津・夏泊など）の航路に堆積する砂の浚渫に対する国庫補助予算枠の確保
9. 高速道路の整備促進について
山陰道、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の今後 10 年以内の完成
10. 生活交通手段を維持確保するためのバス補助制度の改善について
生活バス路線運行の維持に係る補助制度の継続および県による新たな補助制度の創設



鳥取環境大学



鳥取駅北口



漁港浚渫作業

問い合わせ先 市役所本庁舎企画調整課 ☎(0857) 20-3153

平成 20 年 4 月から 75 歳以上の人の医療制度が変わります ～後期高齢者医療制度について～

現在 75 歳以上の人は、国民健康保険や健康保険などに加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていますが、この制度は平成 19 年度で廃止され、平成 20 年 4 月から新たに創設される「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。病院などの窓口での負担は今までと変わりませんが、保険料は、加入者全員に納めていただくことになります。

- 対象となる人(被保険者)は、75 歳(寝たきりなど一定の障害がある人は 65 歳)以上の人です。
- 病院などでの自己負担割合は、一般の人は 1 割、一定以上所得者は 3 割です。
- 現行の「老人保健制度」と同様の医療サービスを行います。
- 保険料は、原則、被保険者本人の年金からの天引きとなります。
- 制度の運営は、鳥取県内のすべての市町村が加入する「広域連合」が行います。

※保険料は広域連合の区域（鳥取県内）では均一となります。11 月ごろ開催される広域連合議会で決定されますので、改めてお知らせします。
※保険証は、1 人 1 枚交付されます。新しい保険証は、平成 20 年 3 月ごろにお届けする予定です。



問い合わせ先 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎(0858)32-1097
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3888

みんなで作ろう！まちづくりのルール

条例素案をつくるのは、市民のみなさんです！

「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」では、現在、条例素案の「中間まとめ」について、検討を進めています。

「中間まとめ」は、条例素案に盛り込みたい項目、検討すべき項目など、現時点での検討作業の内容を明らかにするために整理したものです。今後、パブリックコメントや各種団体との意見交換会などの際に活用し、さらに多くの市民のみなさんのご意見をいただくこととしています。

今回は、この「中間まとめ」の検討作業に関連して、検討委員会が実施した先進都市の視察調査や市民フォーラムの状況などをご紹介します。

なお、「中間まとめ」の概要については、とっとり市報 10月号でお知らせします。

他市の先行事例を調査・視察

7月23日（月）～24日（火）の2日間にわたり、検討委員12人が、既に条例を制定している、大阪府大東市と兵庫県伊丹市を訪問し、研修しました。

視察した委員は、当時の検討作業に関わった検討委員や市の担当などに、「市民の定義についてどのような議論があったのか」、「条例を制定してどう変わったのか」、「市民への広報をどのように行ったのか」など、熱心に質問しました。



活発な意見交換が行われた『市民フォーラム』

7月から8月にかけて『住民自治基本条例 市民フォーラム』を、鳥取地域と合併地域で各2回ずつ開催したところ、延べ251人のみなさんにご参加いただきました。

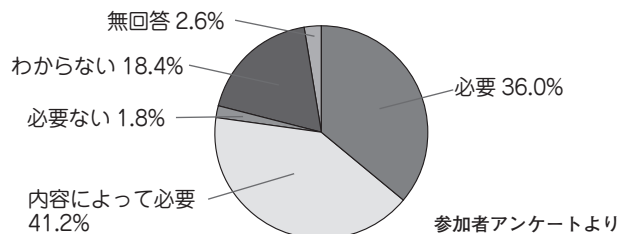


フォーラムでは、委員が検討状況などについて説明し、参加者のみなさんから多くのご意見をいただきました。

◆主なご意見

- ・鳥取市民がつくる、鳥取の自治の原則を定める条例は必要だと思う。
- ・行政評価の結果は、絶対に市民への公表を義務付ける表現としてほしい。
- ・「市民」の定義は、市内で働く人、学ぶ人も含めるべき。
- ・山間部が活性化する内容を検討し、反映してほしい。

◆条例が必要だと思いますか？



各種団体との意見交換会を開催

7月17日（火）に、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会との意見交換会を開催しました。

意見交換会では、おおくぼよしたか久保隆委員長が検討委員会での検討状況を、また今度いまだたまみ珠美部会長が、市民広報部会で検討しているさまざまな広報活動についての説明を行いました。この意見交換会に参加された68人のみなさんの主なご意見は次のとおりです。

- ・目的などをもっとわかりやすくPRすべき
- ・住民に知ってもらうことが必要
- ・地区ごとのまちづくり委員会を設けることなどを条例に盛り込んでほしい
- ・行政の責務を明白にし、条例に盛り込んでほしい
- ・人権尊重は市民が生活していく上で大切なので、ぜひ条例に盛り込んでほしい



みなさんのご意見をお寄せください！

問い合わせ先

鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会（事務局）協働推進課

☎(0857)20-3181・☎(0857)21-1594 電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

※鳥取市住民自治基本条例（仮称）に関する掲載内容は、市民広報部会と連携・協働しています。